

砺波市農業委員会 9月総会議事録

開催日時 令和4年9月6日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 25名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
4番	館 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	23番	原野 敬司
8番	飯田 輝一	24番	前野 久
9番	堀田 敬三	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
14番	川邊 孝之	29番	西原 登
15番	土田 英雄		

欠席した委員 4名

6番	源通 一郎	20番	山本 渉
10番	齋藤 徹	22番	宮崎 雄介

傍聴人

なし

出席した事務局職員 2名

主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について

報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会9月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 ご苦労様です。盆前に休耕田へのヒマワリの播種を終えました。作業に参加いただきました委員の方々、ありがとうございました。通常とは違う時期に咲く予定ですが、きれいに咲いてくれることを期待しております。
さて、先日水田協の総会がありました。肥料価格の値上がりについての話がありましたが、まだ不明な点も多いと感じており、新しい情報を注視していきたいところです。
稲刈りの時期となりますが、作業の際には事故等のないよう気をつけてお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中25名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
この後はお手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。
なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。
それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号3番 境 真由美委員・議席番号4番 舘 和香子委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。「議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、5件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1から3は、県外在住の譲渡人が離村離農のため農地を手放したいと考えていたところ、現在の耕作者及び近隣の耕作者との売買契約がまとまったものです。

番号4及び5は、相続農地の売渡しを希望していたところ、現在の耕作者との契約がまとまりました。条件に合致した番号5については農地中間管理機構の事業の特例に関する事業を利用し、農地を取得します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第16号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　飯田委員、どうぞ。

飯田委員 　　1番の2筆の農地のうち、1筆は地目が田ですが現状は育苗ハウスが建っています。もう1筆と2番の農地は仲間田の解消です。3番の農地は、今までの耕作者が在村離農する予定があるため、譲受人が耕作を引き継ぐものです。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 　　4・5番はいずれも同じ所有者からの売買です。4番は農用地区域外のため直接の売買、5番は農用地区域のため農地中間管理機構の事業を活用して売買します。農地の所在は、地理的にも譲受人が耕作している一帯に近接しています。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第16号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第17号 農地法第5条第1項の規定による所有権
移転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご
覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3
種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該
当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実してい
ます。日々の生活や子供の就学等を考慮し、市街地に住居を構えたいと希
望しており、申請地において話がまとまったものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第
1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当し
ます。昭和51年頃に亡先代が家屋を新築する際、境界をはみ出して建築
していたことが判明したため、このたび現況に合わせるため、申請を行う
ものです

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第
1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当し
ます。譲受人は、工場や店舗等の床面の樹脂仕上げ等の事業を営んでおり、
昨年、射水市で賃借していた事務所を市内申請地横に移転しました。資材
置場等のスペースが不足しており、事務所との一体利用を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第17号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　　1番について、昭和50年代に既に宅地化していたもので、始末書も提出されています。ご承認よろしく願いいたします。

議 長 　　2番について、資産の整理のため土地等の測量を行っていたところ、境界をはみだしていたことがわかったため、是正のために申請したものです。ご承認よろしく願いいたします。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　　3番について、譲受人は昨年に事務所を移転してきましたが、敷地が狭くスペースが足りなくなりました。隣接農地の所有者と話がまとまり、事務所との一体利用のため転用申請に至りました。ご承認よろしく願いします。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第17号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　（報告第1号・第2号説明・報告第3号）

議 長 　　ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 報告第1号の解約農地1494番は、議案第17号の1494番2に関連するものでしょうか。

事 務 局 利用権の設定されていた農地の一部について転用申請されることに伴い、一度解約したものです。転用しない残りの農地についてはあらためて利用権の設定を行います。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)